

質問と回答（平成29年10月2日時点）（3）

No.	質問箇所	質問事項（必要に応じて質問の趣旨）	回答
28	募集要項 5頁 4 利活用事業提案の諸条件 (4)貸付条件 ア. 対象施設	プールの解体撤去について、プール本体は事業で使用する計画がありますが、付属施設（更衣室等の建屋）は不要になります。建屋部分のみ撤去して貰うことは可能ですか。	プールについて、再利用する計画が無い場合には市で解体撤去します。 建屋部分のみを撤去することについては、協議により可能な範囲で対応します。
29	募集要項 9頁 6 応募方法 (2)応募手続きについて	各事業者の設計技術者による現地確認について、回数の制限はありますか。	各事業者の設計技術者による現地確認について、回数の制限はありません。
30	提出書類【様式5】 事業者概要書	法人設立後一年以内である場合、またはこれから法人を設立する場合には、【様式5】事業者概要書の「財政状況」をどのように書いたら良いでしょうか。	法人設立後間もない場合は、会社設立から現在までの状況をお書きください。これから法人を設立する場合は、空欄で結構です。 なお、所定の様式等による財務状況等の説明が難しいときには、資金の調達が可能であることを証する書類（残高証明等）を提出してください。
31	提出書類【様式5】 事業者概要書 添付書類について	【様式5】事業者概要書の添付書類として、残高証明や資金の裏付けとなる書類は必要ですか。	資金の借入れを予定している場合は、借入金の調達が可能であることを証する書類（銀行からの借入れ証明等）を添付書類として提出してください。 また、法人をこれから設立する場合や、設立後間もない場合で、所定の様式等による財務状況等の説明が難しいときには、自己資金等の調達が可能であることを証する書類（残高証明等）を提出してください。 上記に該当しない場合は、残高証明や資金の裏付けとなる書類の提出は不要です。

32	<p>提出書類【様式 5】 事業者概要書 添付書類について</p>	<p>法人設立後一年以内である場合、またはこれから法人を設立する場合には、【様式 5】事業者概要書の添付書類に代わる書類として何を提出すれば良いでしょうか。</p>	<p>法人設立後間もない場合、またはこれから法人を設立する場合に【様式 5】の添付書類に代わる書類は下記のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定款、規約、会則等その他これらに類する書類の写し ⇒上記書類の案 ・団体等紹介パンフレット等 ⇒無い場合は提出不要 ・県税、市税、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書（滞納がないことを証する書面で、発行後 3 か月以内の原本） ⇒代表者個人の納税証明書 ・法人の場合は、法人登記履歴事項全部証明書（発行後 3 か月以内の原本）⇒無い場合は提出不要 ・決算書⇒ 会社設立から現在までの B/S と P/L の試算書（これから法人を設立する場合には、決算書の代わりとなる書類は提出不要）
33	<p>提出書類【様式 6】 企画提案書（1 ページ目）</p>	<p>【様式 6】 1 提案事業の概要（8）類似事業の取組実績等 の書き方について</p>	<p>参加資格に「提案事業について過去の経歴及び実績並びに社会的信用を有する者であること」を規定しています。</p> <p>法人としての経験や実績等を持たない場合には、その旨を明記したうえで、構成員の経験や実績等について別紙に記載してください。（書き方の例「法人としての実績なし。構成員の経験等については別紙のとおり」等。）</p> <p>また、経験や実績等とは、同様の施設整備や事業運営に関することを想定しています。整備や運営の経験を持たない場合には、従事経験について記載してください。</p> <p>提案書には、経験や実績等について、施設整備／運営／従事者経験の別が分かるようにお書きください。</p>